



# 医師の働き方改革に伴う

(夜間・休日受診)

## 時間外受診について

夜間・休日受診は緊急の患者さんを対象としています

時間外受診をされる場合、下記の項目にご協力を頂きます

- ・マイナンバーカード（保険証）をご提示ください。
- ・診察は受付順ではなく、患者さんの重症度順です。軽症の患者さんはお待ちいただく場合があります。
- ・時間外の診察は、原則として当直医師が行います。必ずしも専門医ではありませんので、ご了承ください。
- ・お薬の処方は、必要最低限の日数での処方とし、通常の外來診療をご案内します。

(時間内受診)

また、下記の場合は平日受診を行って頂く場合があります

- ・救急患者の対応中で受け入れ困難な場合
- ・個人的理由で夜間・休日しか受診できない場合  
(例：忙しい・仕事を休めない・待ち時間が長いなど)
- ・緊急性がなく、夜間・休日受診の場合
- ・専門医が不在の場合（当直医師は2名配置）

救急受診の判断に迷われる場合は

**#7119**

へご相談ください



社会医療法人シマダ  
嶋田病院